

富士市において、新規立地するIT導入支援事業者を応援します。

富士市IT導入支援事業者等立地促進事業補助金



静岡県の

ICT 関連産業立地事業費補助金と
併用可能！！

雄大な富士山のふもとにある富士市では、市内事業者に対しIT化に係る補助金等の活用を促し、デジタル変革宣言及びテレワーク先進都市の実現に繋げることを目的に、市内に新規立地するIT導入支援事業者を対象に、最高150万円の補助金を交付します。

富士市産業経済部 産業政策課 誘致担当

静岡県富士市永田町一丁目100番地 〒417-8601

TEL : 0545-55-2906 / FAX : 0545-51-1997

E-mail : sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

—富士山のふもと しあわせを実感できるまち ふじ—

富士市産業政策課

検索

補助金の内容

オフィスに係る家賃又はコワーキングスペース等の利用に係る料金を対象に、以下のとおり交付します。

○ 補助率

交付を決定した年度における補助対象経費の合計額の2分の1（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

○ 補助対象経費限度額

通算して月額36月分又は年額3年分

○ 補助限度額

一年度につき50万円、通算して150万円

※静岡県のICT関連産業立地事業費補助金と併用する場合は、50万円もしくは家賃の合計額が上限となります。

補助対象者

市内に新たにオフィスを立地するIT導入支援事業者

○ IT導入支援事業者

国の令和元年度補正・令和3年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業に係る業務を行うメーカー、ベンダー等で、サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局に登録申請を行い、事務局がその適格性を審査した上で採択し、登録され、又は登録される予定のあるもの

○ コワーキングスペース等

コワーキングスペース、シェアオフィス、サテライトオフィスその他これらに類する場であって、多様な働き方の実現を図るにふさわしいと認められるもの

補助の要件等

- ① 市内外にある複数のコワーキングスペース等を利用できる契約にあつては、主に本市内のコワーキングスペース等において業務を行うものと認められること
- ② 富士市企業立地促進条例、富士市企業立地促進条例、富士市本社機能移転・拡充促進事業補助金交付要綱又は富士市地域拠点オフィス移転・拡充促進事業補助金交付要綱による指定の対象となつたものでない、又はなる予定のないものであること
- ③ 市内に進出後5年以上市内で業務を行うこと
- ④ 同趣旨の他の補助金等の交付を受けていないこと（ただし、静岡県のICT関連産業立地事業費補助金は除く）
- ⑤ 暴力団員等が役員でないこと及び経営に実質的に関与していないこと
- ⑥ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業でないこと

手続について

富士市産業政策課に富士市IT導入支援事業者等立地促進事業補助金指定申請書を**オフィスの引渡日の前日までに**提出してください。

※詳細につきましては、富士市産業政策課までお問い合わせください。